

# 答 申 書

令和2年9月25日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 様

新潟県後期高齢者医療広域連合  
情報公開・個人情報保護審査会  
会長 澤 田 克 己



令和2年9月24日付け新広総第265号での諮問について、当審査会の意見は下記のとおりとする。

## 記

### 1. 情報連携の方式変更に伴う特定個人情報保護評価書（案）の第三者点検について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第27条及び特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定に基づき意見を求めるもの

審査会の意見	新潟県後期高齢者医療広域連合の特定個人情報保護評価書に記載された評価について、個人情報保護委員会が規定する特定個人情報保護評価指針等に照らし合わせ確認した結果、適合性および妥当性について適当であると認める。
--------	---